

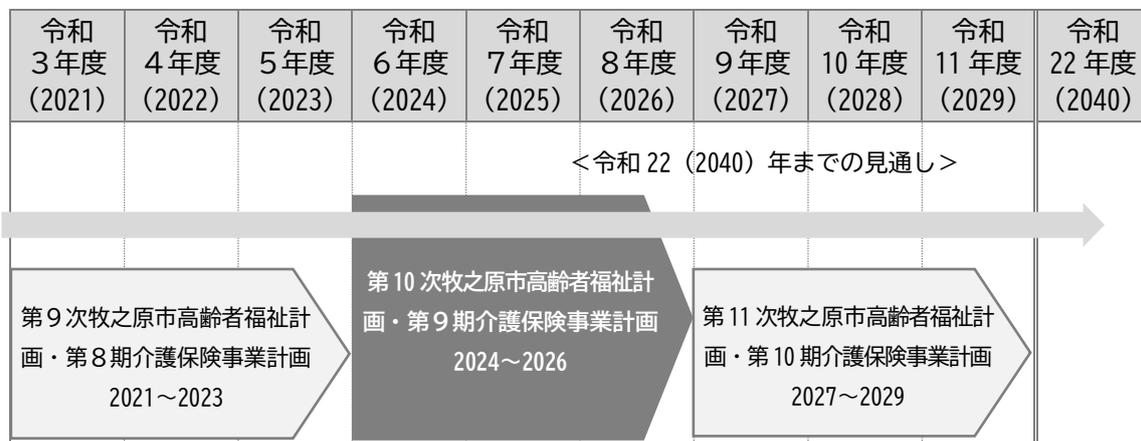
牧之原市第 10 次高齢者保健福祉計画・ 第 9 期介護保険事業計画（素案）の概要

◆計画策定の趣旨（第 1 章. 第 1 節 1 ページ、9 ページ）

牧之原市の高齢化率は、令和 5 年（2023 年）33.2%です。団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22 年（2040 年）には、推計 41.2%となり 8%の増加が見込まれます。少子高齢化がさらに進むことが見込まれる中、牧之原市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備、市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくことが必要です。これらは計画に具体的な取組や目標を定め、着実に実施していくことが重要です。

◆計画の性格・位置づけ（第 1 章. 第 3 節 5～7 ページ）

高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者を対象とする高齢者福祉事業の総合的な計画です。介護保険事業計画は、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービス等が受けられるよう、今後 3 年間の年度毎に必要なサービス量とその費用を見込んだ計画です。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に策定し、計画期間は 3 年としています。



◆ 計画の策定体制（第1章.第4節 8ページ）

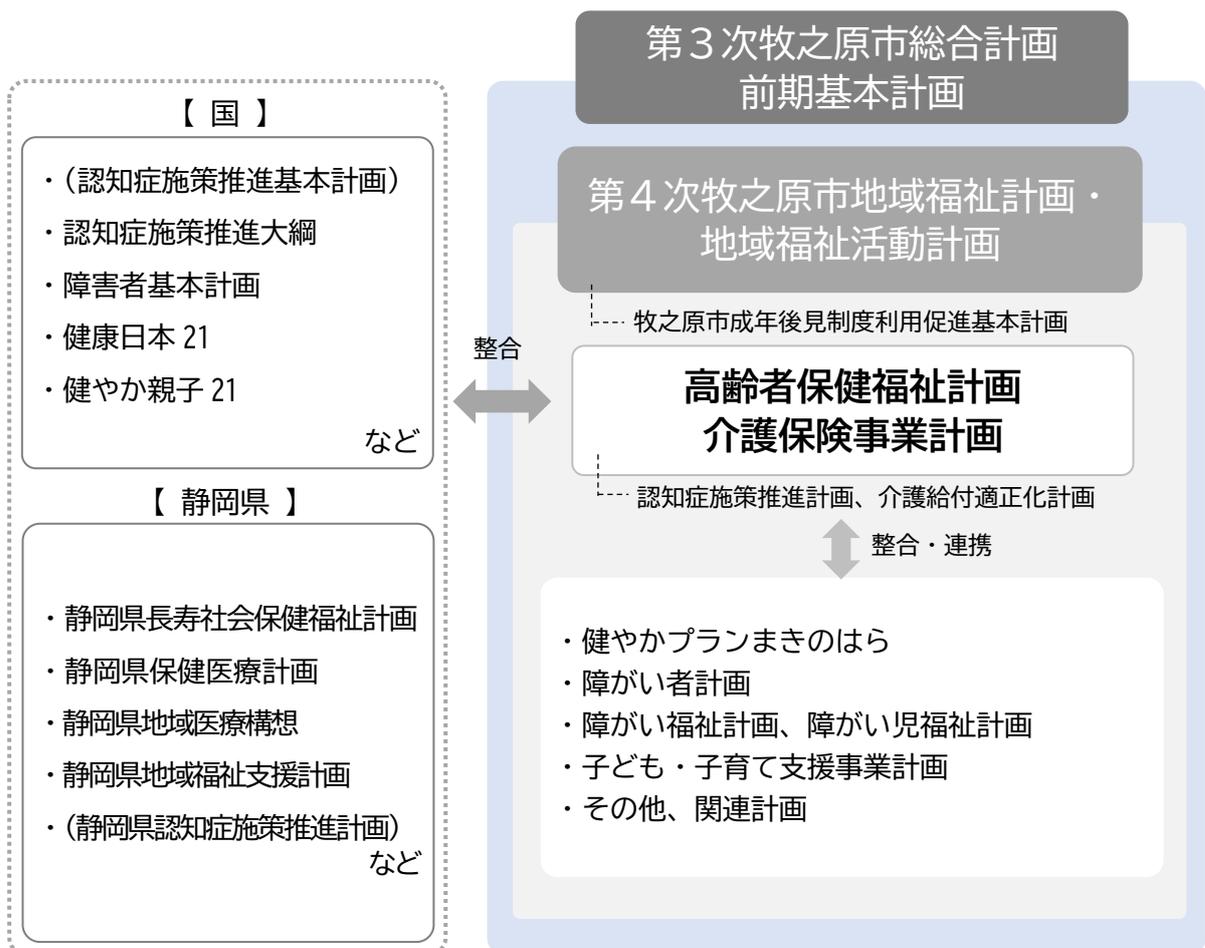
計画の策定にあたり、高齢者の日常生活や健康、介護状況などを把握するためアンケート調査を実施しました。

また、保健・医療・福祉関係者や介護保険の被保険者などで構成された「介護保険事業計画等策定懇話会」や、3つの専門部会（地域支え合い、地域包括支援センター、高齢者福祉）において審議され、その提言を計画に反映させています。



◆ 関連諸計画との位置づけ（第1章.第3節 5ページ）

本計画は、牧之原市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに上位計画である『第3次牧之原市総合計画 前期基本計画』や『第4次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画』と整合性を図り策定しています。また、本市の健やかプランまきのほらをはじめ、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連計画と関係性を保持しています。



◆ 計画の基本理念・基本目標（ありたい姿）（第3章 25～26ページ）

これまでの基本理念・基本目標【ありたい姿】を引き継ぎ、市民と一緒に基本理念である「みんなで築く健康・長寿のまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

【基本理念】 みんなで築く健康・長寿のまち

【基本目標（ありたい姿）】

- 1 いつまでも健康で楽しく過ごそう
- 2 趣味や生きがいを持って自分らしく生きよう
- 3 家族や地域で認め合い共に支え合おう
- 4 安心した生活を送ろう

高齢者などが住み慣れた地域で日常生活を継続できるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を充実させていきます。これは、自助・互助・共助・公助が補完し合うことで、より推進できるものです。

◆ 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

- ※ 「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、重点または前期計画と比較し大きな変更(特徴)がある箇所には、**黄色のマーカー**を引いてあります。
- ※ 「第4章」以降については、「節」の下の大項目以下は、重点または前期計画と比較し大きな変更(特徴)がある箇所のみ掲載しています。

目次 ①	目次 ②
第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨と背景 第2節 第9期介護保険事業の基本指針のポイント 第3節 計画の性格と位置付け 第4節 計画の策定体制 第2章 高齢者の現状と将来推計 第1節 総人口の現状と推計 第2節 高齢者世帯の現状 第3節 高齢者の居住状況	第4節 高齢者の就業状況 第5節 要介護認定者等の現状と推計 第6節 認知症高齢者の状況 第7節 終末期の過ごし方の状況 第8節 日常生活圏域の設定 第3章 基本理念と施策の体系 第1節 基本理念 第2節 施策の体系 詳細を本概要版P7～8に記載

目次 ③	目次 ④
<p>第4章 基本目標を達成するための分野別施策</p> <p>第1節 高齢者福祉事業</p> <p>1 高齢者ふれあい・いきいきサロン事業への支援</p> <p>2 シニアクラブ（老人クラブ）活動への支援</p> <p>3 敬老事業</p> <p>4 その他的高齢者支援事業</p> <p>5 総合的な相談窓口の充実と関係機関とのネットワーク構築</p> <p>6 高齢者の権利擁護のための取組</p> <p>7 老人福祉法に基づく高齢者の施設等への措置</p> <p>8 家族介護手当支給事業</p> <p>9 軽度生活援助事業</p> <p>10 生活管理指導員派遣事業</p> <p>11 生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>12 配食サービス事業</p> <p>13 緊急通報体制等整備事業</p> <p>14 日常介護用具総合貸与事業</p> <p>15 高齢者の活動拠点の充実</p> <p>第2節 高齢者健康づくり事業</p> <p>1 各種健(検)診</p> <p>2 予防接種</p> <p>3 在宅訪問歯科支援事業</p> <p>第3節 保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>第4節 介護保険事業</p> <p>1 居宅サービス、介護予防サービス</p> <p>(12) 特定福祉用具購入費</p> <p>(14) 居宅介護（介護予防）支援</p> <p>2 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス</p> <p>(11) 地域密着型サービス運営委員会</p> <p>3 施設サービス</p> <p>4 市内の介護施設・地域密着型サービス・居住系施設の整備</p> <p>5 介護保険事業の適正な運営の推進</p> <p>6 介護保険にかかる費用負担の公平化</p>	<p>7 介護サービスを支える人材の確保・育成と介護現場における生産性向上</p> <p>第5節 地域支援事業</p> <p>1 市の自立支援、介護予防・重度化防止の取組</p> <p>2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）</p> <p>3 包括的支援事業</p> <p>(1) 地域包括支援センター</p> <p>1) 地域包括支援センターの運営</p> <p>③ 今期の介護保険事業計画に向けた地域包括支援センター業務負担の軽減に係る国の改革</p> <p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>1) 認知症の普及啓発・本人発信支援</p> <p>④ 本人ミーティング等による本人意見の把握、施策の企画立案・評価</p> <p>4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援</p> <p>(5) 生活支援体制整備事業の推進</p> <p>4 任意事業</p> <p>(1) 介護給付等費用適正化事業</p> <p>3) 国保連介護給付適正化システムを活用した給付実績の点検</p> <p>4) 事業所指導・監督及び介護給付等費用適正化</p> <p>第6節 保健福祉事業</p> <p>1 アクティブシニア活躍支援事業</p> <p>2 高齢者介護用品支給事業（おむつなど支給事業）</p> <p>3 短時間リハビリテーション支援事業</p>

◆ 基本目標（ありたい姿）を実現するための重点項目（第3章.第2節 27ページ）

6つの地域包括ケアシステム重点項目と11の重点取組項目を定めました。

地域包括ケアシステム重点項目		
重点取組項目		
1	自立支援・介護予防、重度化防止の取組の充実	該当ページ
	(1) フレイルの予防と重度化防止 地域リハビリテーションを推進することで、多様な専門職の関与を強化し、効果的なフレイルの予防と重度化防止を経て、自発的な活動を推進します。	P. 48～49 P. 82～83 P. 90～94 P. 97～102 P. 143～144
	(2) 介護予防のための活動への移動手段の充実 多様な活動への参加を支援するため既存の移動資源を活用すると共に、地区や個人の課題等の実態把握調査を実施し、幅広い移動支援の充実に向けて取り組みます。	P. 29、33 139
	(3) 多様な外出の場の充実と社会参加 社会活動に参加することは、認知症予防や介護予防にも効果的です。週1回以上の趣味や生きがい活動等の外出を推進します。	P. 29～30 P. 48～49 P. 97～100 P. 139～144
2	認知症になっても自分らしく過ごせる、認知症ケアが充実した環境づくり	該当ページ
	(4) 認知症になっても自分らしく生きる 自分ができること、やりたいことを長く続けることができるよう、本人とその家族を支援します。	P. 125～128 P. 132～135
	(5) 認知症ケアの充実 医療・介護など専門職のケアの向上を図り、本人とその家族への支援体制を整備します。	P. 50 P. 130～135
3	人と人、人と社会が繋がり相互に支えあう地域づくり	該当ページ
	(6) ご近所での見守り、支えあい活動の実施 地域での見守り支援のネットワークをより活発化し、地域づくり活動によって、相互に助け合う仕組みが充実するよう支援します。	P. 33 P. 133～134 139
	(7) 地域ケア会議の充実と円滑な運用 行政だけでなく地域や関係機関と連携し、地域課題の解決に努めます。	P. 116～118
4	身近な地域における医療・介護連携体制の充実	該当ページ
	(8) 地域の医療と介護の連携 地域の拠点病院と診療所、介護サービス事業所が連携し、医療と介護を必要とする高齢者を支えます。	P. 111～112 P. 121～124

5	介護サービス提供体制の安定化と人材確保の一体化	該当ページ
	(9) 医療・介護サービスを支える人材の確保 医療・介護の専門職や生活支援の担い手、ボランティア等の確保を推進します。	P. 78～80 P. 146 P. 164～165
	(10) 介護サービスの充実と質の向上 介護保険サービスの質を高め充実を図ります。	P. 73～75 P. 152～157
6	包括的な相談支援の推進	該当ページ
	(11) 包括的な相談支援体制の構築 既存の相談支援機能等を活用し、複合化・複雑化した相談に対応できる体制の構築や重層的支援会議の開催を目指します。	P. 33～34 P. 105
7	その他	該当ページ
	次の事項について検討 ・短期入所生活介護事業所の入所施設への転換 ・介護老人保健施設及び医療保険適用の療養型病床における介護医療院への転換 ※医療保険適用の療養型病床については令和6年度末をもって終了	P. 57 P. 69～71